

# 教育機関における著作物利用の円滑化に向けた提言

平成29年11月8日

フォーラム

「著作権法改正後の教育現場における著作物利用  
環境を展望する」

今村哲也

明治大学情報コミュニケーション学部准教授

# 報告の内容

- 1. 文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）のポイントと今後の展望
- 2. 著作権法改正後の教育現場における著作物利用場面と残された課題
- 3. 教育機関における著作物利用の円滑化に向けた提言
  - **集中管理の発展**
  - 権利制限規定の解釈に関するガイドライン
  - (指導者用)デジタル教科書の活用支援と著作権処理の円滑化

# 1. 文化審議会著作権分科会報告書 (平成29年4月)のポイントと今後の展 望

# 学校での著作物利用について

- 学校等における教育の公益性に鑑み、その教育活動において必要かつ適切な著作物を円滑に利用することができるよう、**公衆送信を権利制限の対象**とする。
- 権利者が得るべき正当な利益に配慮する観点から、教育機関における手続き的負担に配慮しつつ（支払窓口の一元化等）、**新たに権利制限の対象とする公衆送信には、補償金請求権を付与する。**
- 法改正を契機として、法が教育機関において適切に運用されるよう、**各教育団体及び教育機関に、著作権法に関する研修・普及啓発の取組の徹底及び更なる充実を要請する。**
- **ライセンス環境整備、法解釈を明確化するためのガイドラインの策定**に向けて、関係者における取組を進めることを要請する。

# デジタル教科書について

- デジタル教科書が学校教育法上教科書の使用義務の一部履行を認める特別の教材として位置づけられる場合、その公共性に鑑み、**第33条の権利制限の対象とすることが適当**

# 今後の展望

- ① 学校等での著作物利用の円滑化に向けた著作権法の改正に向けた準備
- ② 教育機関における普及啓発、ライセンス環境整備
- ③ デジタル教科書の制度化への対応

# 知的財産推進計画2017(平成29年5月16日知的財産戦略本部)

- (教育の情報化の推進)
- ICT活用教育における著作物の円滑な利活用に向けて、文化審議会著作権分科会報告書(2017年4月)を受け、授業の過程における著作物等の公衆送信の円滑化について、新たに補償金請求権付の権利制限規定を整備するなど必要な措置を講ずる。教員・教育機関間の教育目的での教材等の共有については、より詳細なニーズを把握した上で、引き続き検討を行う。(短期・中期)(文部科学省)
- 教育機関における著作権法に関する研修・普及啓発活動の促進、及びライセンシング環境の整備・充実等に関する課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)
- デジタル教科書の有する公共性等を考慮し、その学校教育制度上における位置付けを踏まえ、デジタル教科書についても、公表された著作物の掲載が必要な限度で認められるよう、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

# 授業で他人の著作物を公衆送信する 場合：現在の状況

- 許諾を得て著作物を利用する場合
- 大学単位で契約：
  - 大学単位で契約できるライセンスが提供されていない場合
  - 提供されていても大学が費用の面で契約できない場合
- 教員が個別に許諾：
  - 手続の知識・時間・費用を要するため、権利処理のノウハウや費用のない個別の教員には、それだけで利用の制約
  - 高等教育における著作物の利用はきわめて多様な分野に及ぶため、一部の著作物をのぞき、集中管理は未整備
  - 権利者検索・連絡、許諾の申請、金額の交渉、使用料の支払には、利用を避けるに至る程度のコスト



# 授業で他人の著作物を公衆送信する 場合：現在の状況

- 「他者の」許諾を得ないで適法に利用できる範囲で利用できる場合
  - ① 著作物の利用に該当しない場合
  - ② 著作物に該当するが、パブリックドメインなどの理由で著作権がない場合
  - ③ 著作物に該当し、著作権もあるが、著作権者が自由利用を認めている場合
  - ④ 著作権が及ぶが、引用に該当する場合
  - ⑤ ハイパーリンクのみの提供や独自に資料を収集させる場合
  - ⑥ 自己が著作権をもつ自分の著作物を利用する場合

# 授業で他人の著作物を公衆送信する場合：現在の状況（問題点）

- 権利制限等の存在が，許諾を得ないで適法に利用できる範囲で利用する行動へと教育機関・教員を促し，教育の質を低下させることになってしまいかねないこと
- 前記①から⑥の解釈について，著作権法の専門家でない教員が誤解して制限の範囲を超えて利用しているか，あるいは，逆に過度なコンプライアンスの意識から許されている範囲の利用行為も萎縮している可能性があること
- 権利制限規定が心理的節目となり，権利制限規定の枠内だけで著作物が利用されることが，教育の質を知らず知らずのうちに低下させているのではないか

# 授業で他人の著作物を公衆送信する場合：法改正後のイメージ

権利制限規定の見直し

著作権法の普及啓発

ガイドラインの策定

ライセンスの環境整備

権利制限の適用がある場合，一定の補償金を支払えば，著作物を適法に利用可能

文化庁長官の指定

監督

教育機関

補償金の支払い

補償金徴収分配団体  
(ワンストップ)

例：年1回の支払い  
学生1人／〇円(包括徴収型)

料金：両当事者の意向が尊重されるような仕組みを検討



# 授業で他人の著作物を公衆送信する場合：法改正後のイメージ

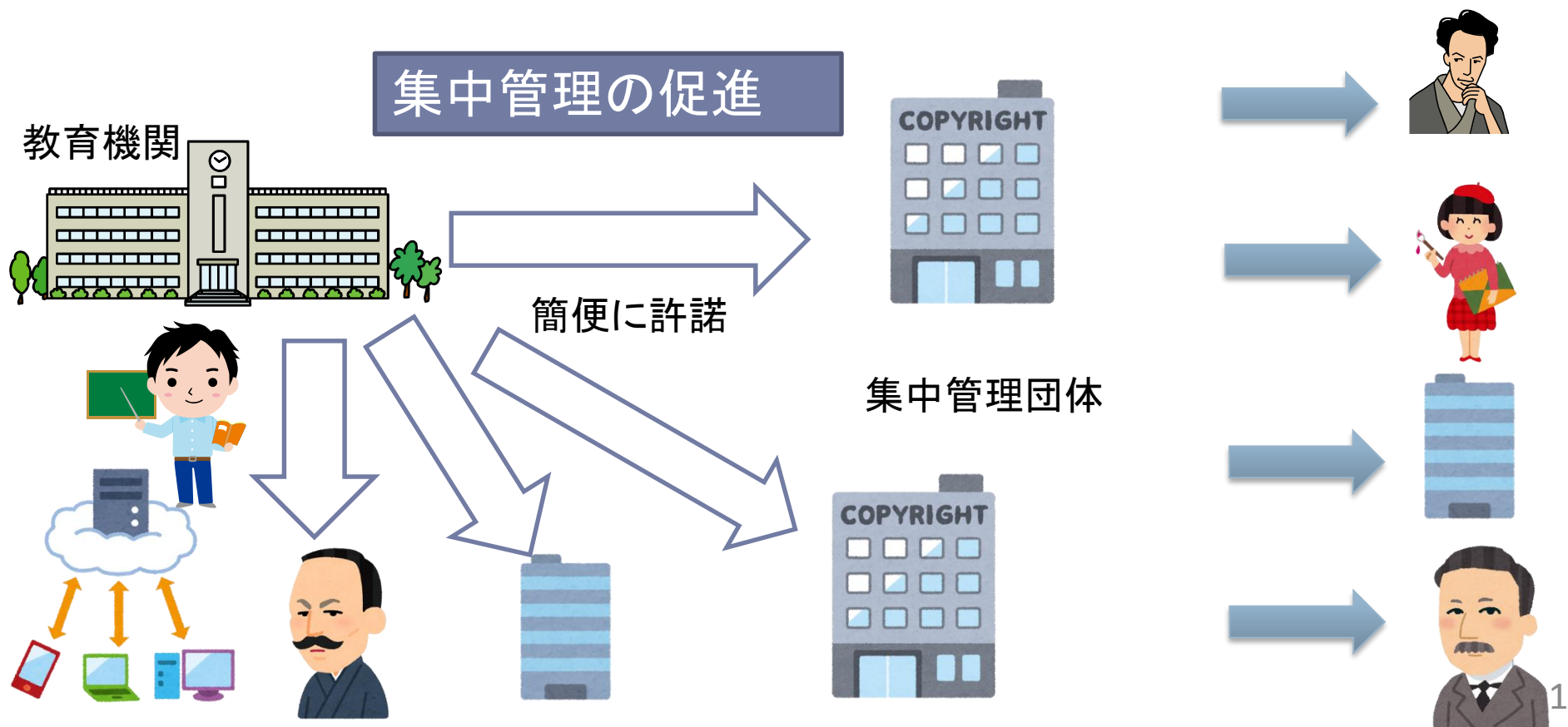
権利制限規定の見直し

著作権法の普及啓発

ガイドラインの策定

ライセンスの環境整備

権利制限の適用がない場合には許諾が必要  
現在よりも簡便に許諾を得られるようになることが期待される



# 文化庁長官官房著作権課「教育の情報化の推進に係る著作権制度の改正について」

- 補償金の対象は、**現行法上権利制限の対象となっている公衆送信以外の公衆送信全てとする。**
- **補償金の支払い義務者は、教育機関の設置者とする。**
- **補償金請求権の行使（徴収・分配）は、文化庁長官の指定する一つの団体（指定管理団体）がワンストップで行うこととする。**
- **補償金額の決定は原則として両当事者の意向が尊重されるような仕組みとする方向で検討中。国は、最終的に何らかの形で一定の関与をし得る制度設計にすることを考えている。**
- **補償金関係業務の適正性を確保するため、国の指定管理団体に対する監督権限等について規定する。**

文化庁長官官房著作権課「教育の情報化の推進に係る著作権制度の改正について」（平成29年9月15日，規制改革推進会議第1回投資等ワーキング・グループ配付資料）

## **2. 著作権法改正後の教育現場における著作物利用場面と残された課題**

# 著作権法改正後の教育現場における 著作物利用場面と残された課題

- 場面① 授業の過程における使用(教員が自分の授業のために他人の著作物を利用)
  - 複製(権利制限あり:35条1項)
  - 遠隔地副会場への同時公衆送信(権利制限あり:35条2項)
  - **異時公衆送信** ⇒検討済み
    - オンデマンド授業で使用する資料や講義映像を送信
    - 予習・復習のため, 資料を授業の前後に送信
    - 予習・復習のため, 資料をサーバーに送信・蔵置
- 場面② 教材の共有 残された課題
- 場面③ 一般人向け講座(MOOC等) 残された課題
- 場面④ デジタル教科書 残された課題

# 教材の共有，一般人向け講座との新たなライセンス環境との関係

- 権利者37団体における検討や各団体における検討により，教育目的での著作物の利用環境が大きく前進
- 権利制限規定の範囲を超える利用については，**ライセンス環境を整備することによって**権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え，教育現場の著作物利用ニーズに応えていくことの重要性
- 補償金徴収分配団体によるワンストップでの補償金及びライセンスの集中管理が進むことにより，教育機関における権利処理の利便性が向上
- **新たなライセンス環境**は，正規授業以外の教育目的の利用についても，将来的には教材の共有やMOOCでの利用等，幅広い利用目的に対応できるものに発展



# 残された課題：教材の共有

- 教材の共有：今後，教材等の共有に係るより**詳細なニーズを把握**した上で，引き続き検討
  - 共有の範囲によっては権利者に与える不利益が大きく異なる
  - 規模によっては民間の教材関係業者との競合の問題も生じる
  - 教育上の必要性が認められるケースについてより詳細に吟味した上で，権利者に及び得る影響の度合いとのバランスについて更に考察を深める必要

# 残された課題：一般人向け講座

- 権利者側において、教育関係者との対話を通じて**ニーズを把握**
- ニーズに応じた**ライセンス環境の整備**に向けた積極的な取組み

# 残された課題：デジタル教科書

- 「著作権法33条においてデジタル教科書への著作物の掲載を認める場合には、当該掲載行為が著作権者に与える不利益は紙の教科書の場合に比して小さくなるとは認められないことから、少なくとも、デジタル教科書への著作物の掲載行為についても、一定の補償金の支払を求めるべき」

### **3. 教育機関における著作物利用の円滑化に向けた提言**

# 法改正に向けた動きと内容について

- 基本的に賛成だが、以下の点に留意することが必要
  - ①権利制限の創設が著作物の集中管理の発展・整備を妨げないこと
  - ②権利者に適切なかたちで補償金が支払われること
- 高等教育における著作物の利用は、個別の教員の主導権の下、多様な分野に及ぶため、把握しづらい。この点について、どのように対処するのかは、新たに創設される補償金制度の最も重要な論点のひとつ
- 個別の権利者に可能な限り正確な分配がなされる補償金制度を設計することは、集中管理の発展・整備にもつながる
- 機関における利用の場合：集中管理が「十分に進んでいない」だけの場面
- 将来の集中管理の発展を見据えた制度設計が必要

# 権利制限規定の解釈に関するガイドラインの浸透

- 著作権法には、教育の過程における著作物の利用の自由度を高めるために機能する各種の著作権の基本的な考え方や権利制限規定あり
- しかし、著作権法の研究者にとっては、単純な法解釈でも、教員・生徒がそれを理解していることを安易に期待することはできない
- 引用規定に関するガイドライン等の構築により、基礎的な著作権法の解釈の理解を啓蒙することが必要

# 初等中等教育機関でのデジタル教科書の活用推進

- 著作物等の利用に関しては「教育機関」をひとくくりで検討しても、実態に見合った分析をすることができない(今回の法改正は、高等教育機関のニーズを中心としたものではないか)
- 初等・中等教育では、教科書が果たす役割が大きい
- 「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」には、「紙の教科書」と同一の動きがない部分に加えて、さらに教材として、関連する動画や音声を付属することが可能
- しかし、現在案件となっているのは、「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」に対して、紙の教科書に関する著作権法33条の規律をどのように拡大していくのか、という点

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の議論

基本的には紙の教科書と同一の内容に限ったところの部分をデジタル教科書と考えて、現行33条の権利制限でどのように対応するかということを問題として検討を行った

「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」に教材として付属する音声や動画の部分を除いた部分の権利制限について検討を進めた

# 初等中等教育機関でのデジタル教科書の活用推進

- 教材として付属する音声や動画の部分の権利処理の円滑化が問題となることも予想
  - 紙ではなく、「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」を普及する最大の利点は、この音声や動画の部分にある
  - 「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」に教材として付属する音声や動画の部分は、現在の紙の教科書について行われている教科書検定で検定の対象となっていない部分
- 紙の教科書と同一の内容であれば紙の教科書と同じように権利制限規定を置いて、流通過程に即して公衆送信も権利制限規定の対象としたとしても、流通段階では一体的に流通せざるを得ないのだとすれば(要検証)、付属する音声や動画の部分の許諾を得ないかぎり、結局のところ、内容豊かな「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」の活用推進には、時間がかかるのではないか？



# 初等中等教育機関でのデジタル教科書の活用推進

- 将来的な議論
  - 「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」は、付属する音声や動画の部分がなければ、紙がデジタルになっただけであり、教育の情報化としては原始的水準に止まる。
  - より充実した教育の情報化を実現するためには、付属教材の含まれる「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」になるはず
- 初等教育機関などにおいて、生徒がすべてタブレット端末を手元に置くという状況が必要か。まずは、指導者用デジタル教科書の普及が重要な役割を果たすのではないか？
- 現状では、デジタル教科書は、一般の教育用ソフトと同じ扱い。
  - 著作物の利用は、教科書会社の努力によって「契約」で実現。
  - 33条の教科用図書における著作権処理よりも、コストは当然かかる。
  - 「デジタル教科書」や「指導者用デジタル教科書」の普及を促進する際に、これらに教材として付属する音声や動画の部分についても、33条の権利制限と類似の権利制限を設けるのはどうか。

ご清聴ありがとうございました。  
明治大学情報コミュニケーション学部  
今村哲也

[imamura@meiji.ac.jp](mailto:imamura@meiji.ac.jp)



明治大学マスコットキャラクター